明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七三）　一
〔告　示〕
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する件（個人情報保護委九）　三
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件（国土交通八二九）　五
〔官庁報告〕
国家試験
診療放射線技師国家試験の施行（厚生労働省）　一二
臨床検査技師国家試験の施行（同）　一三
理学療法士国家試験の施行（同）　一五
作業療法士国家試験の施行（同）　一六
視能訓練士国家試験の施行（同）　一七
あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（同）　一八
はり師国家試験の施行（同）　一九
きゅう師国家試験の施行（同）　二〇
柔道整復師国家試験の施行（同）　二三
言語聴覚士国家試験の施行（同）　二三
臨床工学技士国家試験の施行（同）　二四
義肢装具士国家試験の施行（同）　二五
歯科衛生士国家試験の施行（同）　二六
歯科技工士国家試験の施行（同）　二七
第四十四回救急救命士国家試験の施行（同）　二七
令和二年度弁理士試験の試験会場（工業所有権審議会）　二八
令和二年度放射線取扱主任者試験の施行について（原子力規制委員会）　二九
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　三〇
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
令和元年度会計検査院共済組合の決算、令和元事業年度財務諸表（独立行政法人住宅金融支援機構・原子力損害賠償・廃炉等支援機構）関係　四五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇八
会社その他
会社決算公告　一〇九

省令

○国土交通省令第七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条第二項及び第六十七条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月一日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自動車検査証の記載事項）	（自動車検査証の記載事項）
第三十五条の三　自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第三十五条の三**　自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～二十一の二　（略）	一～二十一の二　（略）
二十二　次に掲げる自動車にあつては、それぞれ次に定める事項	二十二　道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車にあつては、その内容
イ　道路運送車両の保安基準第五十五条の規定により基準の緩和をした自動車　当該基準の緩和の内容	
ロ　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第八条第七項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた技術実証区域計画（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証区域計画をいう。第五十二条第二項第一号において同じ。）に従つて行われる技術実証（特区法第二十五条の二第一項に規定する技術実証をいい、特殊仕様自動車運行（同条第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車運行をいう。第五十二条第二項第一号において同じ。）を含むものに限る。）に使用される特殊仕様自動車（特区法第二十五条の二第二項第三号イに規定する特殊仕様自動車をいう。）　同号イ(1)、(4)及び(5)に掲げる事項	